

令和4年5月

保護者 様

岸和田市立春木小学校  
校長 中野 忠一

気象警報発令時の学校園対応

令和3年5月20日改訂

### 気象警報発令時の学校園の対応について（お知らせ）

岸和田市教育委員会の通知に基づき、「自然災害」に伴う「警報等」が発令された場合は、子どもたちの安全確保のため下記のように対応いたしますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 「特別警報」、「暴風警報」が発令されている（発令された）場合

- ①午前7時現在、岸和田市が発令されている場合 ⇒ **臨時休業**
- ②午前7時～始業時間で、岸和田市が発令された場合 ⇒ **臨時休業**
- ③始業時間以降、岸和田市が発令された場合 ⇒ **授業中止（授業の繰上げ等）**

#### 2. 「特別警報」、「暴風警報」以外の警報（大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報）が発令されている（発令された）場合

- ①岸和田市に上記の「警報」が発令された場合 ⇒ **（原則的に）平常対応**
- ②子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合  
⇒ **授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる**

#### 給食の取り扱いについて

- ◇始業時間までに学校が臨時休業となった場合、給食は中止となります。
- ◇始業時間以降に授業中止（授業の繰り上げ等）となった場合、給食を中止するか否かは、その都度判断します。

気象警報	対象区域	時間	学校園の対応
特別警報 暴風警報	岸和田市	①午前7時現在 ②午前7時～始業時間 ③始業時間以降	①②：臨時休業 ③：授業中止
大雨警報 洪水警報 波浪警報 高潮警報			①②③：（原則）平常通り授業を行う ※園児・児童・生徒の安全上、問題が生じるおそれがあると判断した場合は、臨時休業、授業(保育)時間の繰り上げ・繰り下げ等の措置を講じる。  <b><u>地域に高齢者等避難・避難指示が出ている又は出された場合</u></b> ①②：臨時休業 ③：授業中止 ※避難情報が出された地域を通学区に含む中学校も同様の対応とする。